

サンクFCくりやまU-15規約

第1章 規 則

- 第1条 〔名称〕
サンクFCくりやまU-15と称する。
- 第2条 〔目的〕
本チームは(財)日本サッカー協会の一貫指導の理念のもとに、長期的な視野に立ったサッカー選手を育成することに主眼を置き実践状況下での基本的技術習得を目指す。又、サッカーのみならず「サッカーを通じて一流の人間、選手になろう」を合言葉に人間形成及びトップアスリート養成を最大の目的とする。
- 第3条 〔事務局〕
本チームの事務局は夕張郡栗山町中央2丁目9番地1 2階
特定非営利活動法人 サンク スポーツクラブ内に置く。
- 第4条 〔入会資格と義務〕
本チームの主旨に賛同する者は入会することは可能だが、指導スタッフの人数などにより制限することがある。又、U-15入会時期は原則サッカー協会が定める新年度選手登録締切日とする。ただし、地方からの転入および、やむをえない事情と判断された場合のみ締切日以外の入会を認めることができる。父母はクラブ運営及び活動に対し、一切をスタッフの判断に委ね、全面的な協力を惜しまない。
- 第5条 〔クラブ員〕
U-15チームは、学校体育のクラブには所属しない中学生を対象とし、本チームに賛同するもので構成する。又、中体連の主催する大会への参加は認めない。
年度途中で退会した場合は、第3種移籍規定に準ずる。
- 第6条 〔除名〕
サンクFCくりやまの品位を著しく傷つける行為、行動、ならびに言動と認められた場合は、直ちに除名することができる。

第2章 事業

第7条 〔運営費〕 ※参加の有無にかかわらず所定日に口座振替で納入する。

<1. 入会金>

入会金は10,000円（税込み）とする。

入会金はサッカー協会登録料、スポーツ傷害保険および初年度の年間運営費などを含むものとし、途中退会しても返却はしない。

<2. 月会費>

月会費は10,000円（税・振替手数料込み）とする。

※送迎バスを利用に関る、燃料代として3,500円を含む。

※兄弟でご入会の方は、2人目以降低い方の会費を半額とする。

<3. グランド施設、クラブ運営協力金>

協力金についてはグランド施設、クラブの充実・管理の為に運用する資金とし必要を要したとき、父母等の理解を得て決定する。

<4. 口座振替手数料>

口座振替手数料は会費に含まれるものとする。

<5. 施設使用料>

施設使用料は10,000円（税込み）とする。

一年間の練習場確保のため、毎年10月頃に徴収する。

徴収前に途中退会した会員については退会時徴収する。

<6. 年間運営費>

年間運営費は10,000円（税込み）とする。

協会・連盟登録負担金およびスポーツ傷害保険料などの費用とし、

毎年3月に徴収する。初年度については入会金に含むものとする。

第8条 〔練習〕

週4回の練習（試合を含む）を基本とする。冬期間は週3回を基本としその都度決定する。

第9条 〔試合および合宿・遠征〕

サッカー協会が主催する大会および北海道クラブユース連盟が主催する任意の大会へ参加をする。

その他、本チームが必要とする、道内外あるいは海外合宿を行う。

第10条 〔規約の改廃〕

情勢の変化により規約の改正が必要な時は、事前に通達をした後、改廃することができる。